

平成29年度 第1回官民連携推進協議会(東京) H29. 8.21(月)

# 水道法改正に向けて

～水道行政の現状と今後のあり方～



ひと、暮らし、  
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

水道課水道計画指導室長

日置 潤一

### 3. 水道法の改正について

※以下の内容は、国会に提出している「水道法の一部を改正する法律案」に基づくもの。

# 水道を取り巻く状況

## 現状と課題

※1 H27年度(厚生労働省)

我が国の水道は、**97.9%の普及率**※1、「安全でおいしい水」を達成。  
一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業体ほど深刻な状況にある。

### ①人口減少に伴う水需要の減少

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))

※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H26実績)をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計

- 約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)※2
- 水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少※3。

### ②水道施設の老朽化等

※4 基幹管路。H27年度全国平均(厚生労働省)

※5 S40年度、H26年度(水道統計)

- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。
- 耐震適合率は37.2%にとどまり※4、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度 約100% → H26年度 約70%※5)

### ③職員数の減少

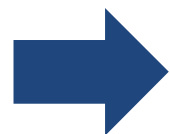
※6 H26年度(水道統計)

- 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減※6。
- 特に中小規模の事業体において、職員の高齢化も進行。

### ④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

※7 総務省平成27年度地方公営企業年鑑

- 約3割の水道事業体において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)※7。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

## 改正の趣旨

# 水道法の一部を改正する法律案の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3.(2)は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

# 関係者の責務の明確化及び広域連携の推進

## 現状・課題

- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- 水道の普及率は97.9%（平成27年度末）となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- また、1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が952と多数存在（平成26年度）しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

## 改正案

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。  
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することができることとする。

# 官民連携の推進

## 現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

## 改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、  
・運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら收受。  
・地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。  
・地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

# コンセッション事業の許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣等の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣等は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

## (実施計画書の記載事項)

- 対象となる水道施設の名称及び立地
- 事業の内容
- 運営権の存続期間
- 事業の開始の予定年月日
- コンセッション事業者(予定)が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置
- 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 事業の継続が困難となった場合における措置
- コンセッション事業者(予定)の経常収支の概算
- コンセッション事業者(予定)が自らの収入として收受しようとする利用料金
- その他厚生労働省令で定める事項(実施契約終了時の措置に関する事項等を規定することを想定)

## (許可基準)

- 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。
  - ✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
  - ✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
  - ✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

# コンセッション事業者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

## コンセッション事業者 の実施不可能な範囲

### ○水道事業の全体方針の決定、全体管理

- ・経営方針の決定(水道事業の開始、休廃止、水道施設の更新等に関するものを含む。)
- ・利用者との給水契約の内容の決定及び締結
- ・水道施設の建設、改修(新設工事、全面除却を伴う再整備に限る。) 等

### ○大規模災害時等の対応

- ・大規模災害その他想定を超えた事態が発生した場合における応急給水
- ・大規模災害その他想定を超えた事態が発生した場合における施設の復旧 等

### ○水道施設の更新

- ・水道施設の更新(耐震化、通常の大規模災害復旧を含む。) 等

### ○水道施設の運営等に関する企画等

- ・水道施設の運営等に関する企画
- ・利用料金の收受(条例で定められた範囲での利用料金の設定を含む。)

### ○水道の管理に関する技術上の業務

- ・施設の運転、保守点検、維持・修繕(通常の大規模災害復旧を含む。)
- ・水質検査、水質管理
- ・給水装置の検査 等

第三者委託制度で実施可能な範囲

## コンセッション事業者 の実施可能な範囲

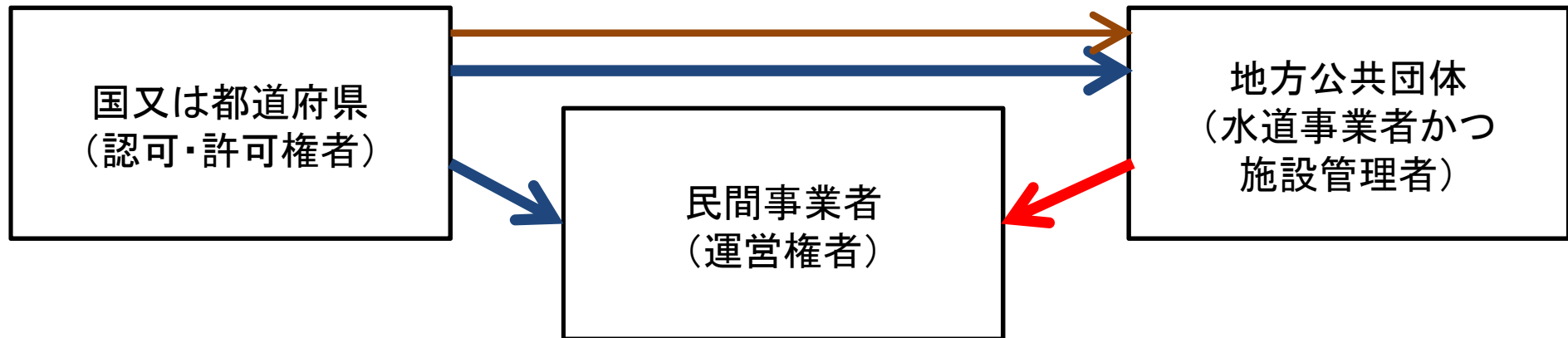


# 認可・許可権者による監督等と施設管理者によるモニタリング等

地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、国又は都道府県の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権が設定された民間事業者(運営権者)が水道施設運営等事業を行う場合、

- 水道法に基づき、認可・許可権者である国等が、地方公共団体(水道事業者かつ施設管理者)及び運営権者に対し報告徴収、立入検査等を行うとともに、法令の規定に違反した場合は、必要に応じ、運営権を設定した水道事業者に対して運営権の取消を求める。
- PFI法に基づき、地方公共団体(施設管理者)が、運営権者に対しモニタリングを行うとともに、法令の規定に違反した場合は、必要に応じ、運営権の取消等を行う。

⇒運営権者は、許可権者である国等、水道事業者かつ施設管理者である地方公共団体の双方から、事業運営が適切に実施されているかどうか監督、モニタリング等を受けることとなる。



## (水道法に基づく監督等)

- ・水道施設の改善の指示
- ・水道技術管理者及び、水道施設運営等事業技術管理者の変更勧告
- ・給水停止命令
- ・報告徴収、立入検査
- ・運営権の取消し等の要求

## (PFI法に基づくモニタリング等)

- ・業務・経理の状況に関する報告の求め、実地調査、必要な指示
- ・運営権の取消し
- ・運営権の行使の停止